

## 群馬県高等学校体育連盟事務局会計処理要綱

(趣旨)

第1条 群馬県高等学校体育連盟事務局(以下「事務局」という。)の会計に関しては、群馬県高等学校体育連盟諸規定(以下「諸規定」という。)に定めるもののほかこの要綱に定めるところによるものとする。

(出納)

第2条 金銭の収納及び支出については、調定会議書(別記様式第1号)、支出回議書(別記様式第2号)、に基づいて行うものとする。

(収入及び支出予算科目の区分)

第3条 収入支出予算科目の区分は別表のとおりとする。

(収入の方法及び収入金の保管)

第4条 収入は、現金で収入するものが適当なものを除き、原則として口座振替によって行うものとする。

2 会計は、収納した現金について、全て指定した金融機関に預け入れなければならない。

(金融機関の指定)

第5条 事務局の取扱金融機関は、群馬銀行及び東和銀行とする。

(支出負担行為)

第6条 支出の原因となるべき契約その他の行為(以下「支出負担行為」)をしようとするときは、第2条の規定によるもののほか、必要に応じて諸規定で定めるものとする。

(支出)

第7条 支出命令は、次の各号に掲げる事項を確認したうえで、支出回議書により行わなければならない。

- (1) 法令その他の規定に違反していないこと
- (2) 予算の目的に違反していないこと
- (3) 支出科目、金額及び債権者に誤りがないこと
- (4) 予算額を超過していないこと

2 支出回議書には、請求書、契約書の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。ただし、請求書を徴しがたい場合、その他事務局理事長が請求書を徴する必要がないと認めた場合は、支出を証する書類等をもって処理することができる。

(支出方法)

第8条 支払は、原則として口座振替によるものとする。

2 支払をしたときは、その領収証書を徴さねばならない。ただし、領収証書を徴することができない場合には、支払証明書をもってこれに代えることができる。また、口座振替の場合は、銀行の領収書をもってこれに代えることができる。

(資金前渡)

第9条 次に掲げる経費については、資金前渡することができる。

- (1) 報奨費、費用弁償その他これに類する経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便地において支払いする経費
- (3) 会議、講習会その他これに類する会合において直接支払を要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

2 精算は、前渡金精算書によるものとする。

(資金前渡職員の指定)

第10条 会長は、事務局員のうちから資金前渡職員を指定する。

(概算払)

第11条 次に掲げる経費については、概算払いすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 委託料
- (3) 負担金及び補助金
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(前金払)

第12条 次に掲げる経費については、前金払いすることができる。

- (1) 官公署その他公益法人に対して支払う経費
- (2) 負担金及び補助金
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(立替金)

第13条 次に掲げる経費については、立替金を認めることができる。

- (1) 駐車料及び有料道路の通行料
- (2) 出張中において緊急を要するため、即時調達しなければ業務の遂行に支障を来す経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(派遣費等)

第14条 関東高等学校体育大会・全国高等学校総合体育大会・全国高等学校定時制・通信制体育大会に参加する選手に対して、別紙処理規定に基づき派遣費等の一部を補助する。

(会計帳簿)

第15条 事務局に次に掲げる帳簿を備えるとともに、必要に応じ補助簿を設けるなど所用の措置を講じなければならない。

- (1) 収入調定簿
- (2) 支出負担行為簿
- (3) 現金出納簿

(会計帳簿等の保存年限)

第16条 会計帳簿及び収入支出の証拠書類は、10年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事務局の会計事務については、群馬県及び財団法人全国高等学校体育連盟の財務に関する諸規程を準用する。

付 則

この要綱は、平成22年 4月13日から施行する。